

仕事と介護の両立を支援する助成金

先ごろ FAX 送信でもご案内をしておりますが、厚生労働省の「両立支援等助成金」のメニューに、「**介護支援取組助成金**」という助成金が新設されています。

これは、いわゆる「介護離職ゼロ」に向けた国の施策で、「仕事と介護の両立」を支援する事業主への助成金です。具体的には、

●**従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）**

●**介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）**

●**介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）**

を実施し、介護休業に関する取組みを厚労省のホームページ「両立支援のひろば」に登録することで、**60万円**（1事業主1回限り）が受給できるものです。

取組みをするだけで受給対象になるということで、近年の助成金の中でも比較的申請しやすいものとなっています。

ただ、すでに全国的にかなり多くの申請が寄せられているとのことで、いつ予算超過で打ち切りになるかわからないという話も聞いています。

当事務所でも申請のお手伝いをさせていただきますので、ご興味のある事業所様、職員が家族の介護のために離職するようなことがないようにしたい、と前向きにお考えの事業所様は、ぜひお早めにご相談ください。

タイムカードって絶対必要ですか？ ⑤

前回までにみてきたように、タイムカードのみでしか労働時間を把握する方法がない場合には、「タイムカードの打刻時間＝労働時間」と判断され、他に適正な方法で労働時間（残業時間）が管理・運用されているのであれば、そちらが優先されるということがわかります。

タイムカードの運用で悩んでいるのであれば、

①残業は、残業命令がない限り認められないものである、ということを就業規則等に明文化すること。

②「残業命令簿」を作り、上司の命令と本人の同意を見える形にして残すこと。

③実際の運用を厳密に行うこと（形式だけで、曖昧な運用になってしまえば意味がありません）

ということを実践してみてもいいでしょうか。タイムカードは、逆にその残業を裏付ける客観的なデータになる、ということです。

併せて、「**残業はしない**」ということを前提に、**管理者・職員双方の意識を変えていくことも重要**です。ダラダラ残業を減らし、ムダに職場に残ってタイムカードの打刻を遅らせるようなことをなくす。

そうすることで、本当に必要な残業なのか、残業をしないと業務が回っていかないのか、であれば業務分担が適正なのか、もっと効率的に仕事をする方法がないか、という発展的な方向へ目が向けられるようになります。

タイムカード問題は実は非常に難しいテーマですが、事業所における残業のあり方、業務のあり方を考える一つのきっかけにいただければと思います。

このテーマは終わります

セミナー2016 Part1 開催しました！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2016 Part1」を、6月3日に松本、6日に長野で開催いたしました。

多くの事業所様とお話しすることができ、私自身も有意義な時間を過ごさせていただきました。

ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

Part2は、8月中には開催したいと考えています。

またご案内をいたしますので、いましばらくお待ちください。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net